

氏名(本籍)	たき 滝	ぐち 口	なお 直	ひこ 彦	(東京都)
学位の種類	医学博士				
学位記番号	博甲第317号				
学位授与年月日	昭和60年3月25日				
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当				
審査研究科	医学研究科 環境生態系専攻				
学位論文題目	有機溶剤乱用者による重大犯罪の司法精神医学的研究				
主査	筑波大学教授	医学博士	小泉	準三	
副査	筑波大学教授	医学博士	内藤	裕史	
副査	筑波大学教授	医学博士	藤原	喜久夫	
副査	筑波大学教授	医学博士	三澤	章吾	
副査	筑波大学助教授	保健学博士	加納	克己	

論文の要旨

はじめに

これまで有機溶剤乱用者による犯罪は、万引を主とした窃盗で単純な動機に基づく機会的なものが多く、事案も概して軽微なものとしてされてきた。しかしながら、近年になって有機溶剤乱用者が殺人その他の重大犯罪を行う事例が報道されるようになってきている。今まで、有機溶剤乱用者のなした殺人の事例については、Nylander, Press & Done の報告があるのみで、そのどちらにおいても有機溶剤乱用者と重大犯罪との関係について立ち入った研究や考察はなされていない。

本研究は、殺人事件をなした有機溶剤乱用者の精神鑑定4例の分析を通じて有機溶剤乱用と重大犯罪との関係を明らかにし、そうした犯罪の防止にいささかでも寄与することを目的とするものである。

症例1は、20歳の工具。シンナーを約3時間吸入し、不穏状態を呈しているところを、母親と勤め先の上司および女友達に難詰され、再び短時間吸入し、イライラした気分を人につけるためと言ってノミを持ち出し、同日夕刻、市街の路上を通行中の女性を刺殺した。さらに逃走資金を得るためとして別の女性を刺して重傷を負わせバックを奪った。しかし、現金が入っていなかったことから、付近の住宅に侵入して女性一人を刺殺して、金品を奪い逃走した。その後自殺企図したものの未遂に終わった。

症例2は、27歳の無職の男性。本件犯行の前々日の晩、友人達とドライブをし、その途中、有機

溶剤を吸引した。帰宅するまでの間、爆発音を聞き、戦争が始まったと思い込み防空壕を裏山に掘りはじめたと言う。更にイライラすると言って、家のガラス戸をスコップで叩き壊し始めた。駆けつけた母親と口論になり、被疑者はいきなり母親をスコップで何回も殴り死亡させた。その後、自分の悪口を言っているとして隣人宅に復讐のため赴いたが、不在であった。その帰途の道すがら、別の隣人と会うやいなや、その隣人をスコップで殴打し死亡させたうえ、現金と自動車を窃取して逃走した。第1審で無期懲役刑が確定し、収監後自殺した。

症例3は、20歳の無職の男性。有機溶剤乱用の治療のため約7ヶ月間入院していた精神病院を退院後すぐに有機溶剤の吸引を再開した。その後家出して5日間野宿を続け所持金が乏しくなり、人を脅し金品を奪う目的でスーパーマーケットの駐車場に潜み犯行の機会をうかがっていたと言う。午後8時頃、そこに来た女性従業員をいきなり刺殺し、逃走した。その後、自殺企図したが、未遂に終わった。

症例4は、26歳の無職の男性。犯行の約2ヶ月前から、何となく両親がにせ者に入れ替わっているような感じがしていたと言う（Capgras症例群）。犯行当日、約3時間有機溶剤を吸引したところに母親が帰宅した。その瞬間に、被疑者は母親がにせ者であるとして、母親を刺殺し、更にその後帰宅した父親も刺殺した。

考 察

1. 加害者について

a) 性格 DSM-Ⅲに従えば、各症例はAxis I物質常用障害（有機溶剤）、持続的、Axis II反社会性人格障害と診断される。しかしながら、人格面では、反社会性人格障害という用語から連想される爆発音や情性欠如者の典型とはかなりへだたっており、彼らの反社会的行動には積極的な攻撃性は認められない。Schneider, K.の精神病質概念からは、いずれも意志欠如者に相当する。また、彼らの人格像は、福島が純粋窃盗犯に見出した「不全者」との類似が見られた。

b) 家族・遺伝歴 4症例中3例に、父親が大酒家であることが見出され、また、家族はいずれも被疑者の有機溶剤乱用に対し無関心な態度であった。

2. 犯行の様態

a) 有機溶剤に誘発された酩酊の特色 いずれの症例の場合でも、犯行時の有機溶剤による酩酊が、ただ単に脱抑制をもたらしたとするより、むしろ加害者の攻撃的性格傾向が前景に目立っていた。こうした酩酊は、アルコールの場合の複雑酩酊に類似しているが、薬物誘発性情性欠如（drug-induced affectionless state）を生じることが特徴的であると言われている。このような有機溶剤に誘発された複雑酩酊様の状態は常に現われるわけではないが、睡眠剥脱が存在する場合に出現する可能性が高い。

b) 自殺との関連性 犯行後に自殺を企図することが多いがこの場合の自殺企図は、無計画的、場当たりのなもので、他の精神障害による自殺とは幾分異なっている。

3. 責任能力

有機溶剤による犯行の責任能力の判定に、アルコールの場合の責任能力の判定をそのまま適用することはできない。有機溶剤に誘発された酩酊は、たとえ複雑酩酊様の状態であっても、その際に意識清明であることを重視すれば、責任能力の減免は認めるべきではない。

症例 4 では、Capgras 症候群様の妄想様観念が問題となるが、それは有機溶剤酩酊により導出されたという点で、精神分裂病や妄想反応などと同列に論じ得ない。

症例 1, 3 については完全責任能力、症例 2, 4 については限定責任能力と鑑定した。症例 1 は、一審で死刑の判決を受け、症例 2 は一審で無期懲役が確定し、症例 3 は一審で無期懲役の判決を受けた。症例 4 は現在公判中である。

4. 有機溶剤乱用者による重大犯罪の防止

有機溶剤乱用の防止が基本であり、社会的対策が不可欠である。

本研究から、(1)有機溶剤乱用以前から怠学、怠休、頻回転職等、意志欠如性が顕著な者、(2)家族に監督能力のない者、(3)有機溶剤に対する依存性が高く、複雑酩酊様の状態の経験が存在する者など 3 点を満たす者には、嚴重に注意する必要がある。

おわりに

有機溶剤乱用者による殺人の鑑定例 4 を分析し、重大犯罪における有機溶剤の役割を明らかにした。本剤による複雑酩酊様の状態が本来の人格とは異質な強い攻撃性を導出し、犯行にいたるものと結論した。そして、有機溶剤の影響下の犯行の責任能力、及び防止などについて述べた。

審 査 の 要 旨

本研究は最近社会問題ともなっている有機溶剤使用にともなって発生する犯罪行為のうち、とくに殺人犯行に関する司法精神医学的研究を行なったものである。有機溶剤使用と殺人行為との関連性については、本剤の使用が本来人格障害者であったものにその人格とは異質な強い攻撃的性格特徴を加重し尖鋭化して犯行にいたらしむることを明らかにしたものである。この領域での研究報告は少なく、本研究を出発点として今後更に研究の展開を希望するものである。

尚、審査会での論文に対して、犯行当時の有機溶剤の血中濃度、有機溶剤乱用の生物学的研究方法、症例の統計学的処理などに関する若干の質問がなされたが、滝口直彦氏との討論の結果審査員全員が納得した。

よって、著者は医学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものとみとめる。